

(求職者の方へ)

## ➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

**※受給手続きには個人番号確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。**

### ハローワーク窓口のご利用について

雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分です。「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかる等から、**16時前までにご来所**いただくようお願いいたします。

また、職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯(夜間開庁や土曜開庁のない日を除いた平日)は、9～17時の間のご利用をお勧めさせていただきます。

### ① 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、**みなさまの住所を管轄するハローワーク(16ページ参照)へ**、ご自身で求職申し込み(12ページ参照)などの手続きをしてください。

また、船員であった方が、離職後も引き続き船員での就職を希望される場合には、地方運輸局(13ページ参照)での求職申し込みなどの手続きをしてください。

### 受給手続きに必要なもの(原本をご持参ください。)

1. 離職票-1 → 氏名や口座番号などを記入してください。(下の記入例を参照)ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。
2. 離職票-2
3. **マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元(實在)確認書類をお持ちください。)**
  - ① 個人番号確認書類(いずれか1種類)  
通知カード、個人番号の記載のある住民票(住民票記載事項証明書)
  - ② 身元(實在)確認書類((1)のうちいずれか1種類。(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類(コピー不可))
    - (1)運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など
    - (2)公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など
4. 写真2枚(6か月以内の写真、正面上三分身、タテ3.0cm×ヨコ2.4cm。1枚は離職票-2にある写真貼付欄に貼付してください)  
※ 本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。
5. 本人名義の預金通帳(一部の金融機関を除く)
6. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

<記入例>

求職者給付等払込希望金融機関指定届					
フリガナ	ローマ字	タロウ	金融機関コード		支店コード
1 氏名	労働 太郎				
2 住所(〒)住所	東京都千代田区霞ヶ関一の二の二				
フリガナ	○×ギンコウ	△◇シヤン	金融機関コード	支店コード	
3 名 称	○×銀行 △◇支店		9	8	7   6   3   4   5
4 銀行等(ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通) 1234567			
5 ゆうちょ銀行	記号番号	(組合) -			

※ 都道府県の住所を管轄するハローワーク以外のハローワークで主として就職活動を行う特別な理由(交通の利便性が良いなどの理由は該当しません。)がある場合は窓口でご相談ください。

